

H22. 3. 19

中山間地域等直接支払制度について



農林水産省農村振興局
中山間地域振興課長
雑賀 幸哉

制度の目的

中山間地域は、流域の上流部に位置することから、洪水の防止や水源かん養など農業の持つ多面的機能を通じて、下流域の多くの人々の財産、暮らしを守っています。

	全国①	中山間地域 ②	割合 ②／①
耕地面積(2006)	467 万ha	202 万ha	43%
総農家数(2005)	285万戸	123万戸	43%
農業産出額(2006)	8兆6千億円	3兆4千億円	39%

しかし、自然的・経済的・社会的条件の不利性から、中山間地域では耕作放棄地の増加や過疎化・高齢化が進行しています。

	中山間地域	平地地域	(※65歳以上の割合)
人口増加率(2006)	-1.0 %	-0.5 %	
高齢化率(2005)	27.3 %	19.0 %	
耕作放棄地率(2005)	13.1 %	5.6 %	

平成12年度より「中山間地域等直接支払制度」を導入

中山間地域等において農業生産活動が継続的に行われるよう、中山間地域と平地地域との生産性の格差を補正するための交付金を交付。

基本的な枠組み

1 対象地域

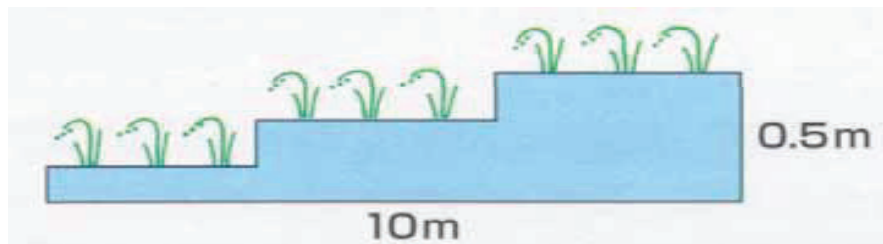
地域振興 8 法において指定された地域及び都道府県知事が指定する地域
(8 法：特定農山村法、山村振興法、過疎法、半島振興法、離島振興法など)

2 対象農用地

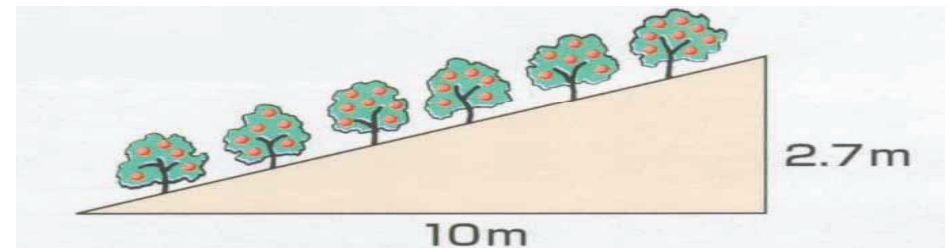
以下の基準に該当する 1 ha 以上の一団の農用地

○ 急傾斜地

水田 傾斜 1/20



畑 傾斜 15

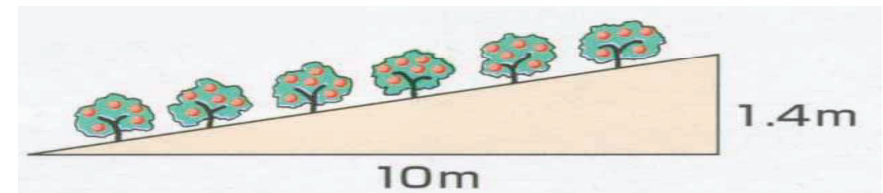


○ 緩傾斜地

水田 傾斜 1/100



畑 傾斜 8°



その他：

- ・ 小区画・不整形な田
- ・ 高齢化率・耕作放棄地率の高い集落にある農地
- ・ 積算気温が低く、草地比率の高い草地

3 対象行為

①基礎的な活動 ⇒ 基礎単価（体制整備単価の80%）

- ◎農業生産活動の5年以上の継続
- ◎集落協定に基づき行う農地や農道、水路等の維持管理

②農業生産活動の体制整備に向けた活動 ⇒ 体制整備単価

◎ 生産性、収益向上に資する活動

- ・機械、農作業の共同化
- ・高付加価値型農業の実践
- ・地場産農産物の加工、販売

◎ 担い手の育成

- ・新規就農者の確保
- ・認定農業者の育成
- ・担い手への農地集積
- ・担い手への農作業の委託

◎ 多面的機能の発揮

- ・保健休養機能を活かした都市住民等との交流
- ・自然生態系の保全に関する学校教育との連携
- ・多面的機能の持続的発揮に向けた非農家、他集落等との連携

4 交付額（体制整備単価）（10a当たり）

地 目	区 分	単 価(円)
田	急傾斜地	21,000
	緩傾斜地	8,000
畑	急傾斜地	11,500
	緩傾斜地	3,500
草地	急傾斜地	10,500
	緩傾斜地	3,000
	草地比率の高い草地	1,500

平成20年度の実施状況

集落協定数	28, 299
交付面積	665, 000 ha (対象農用地の80%)
参加者数	641, 751
交付総額	520億円 1／2 国 1／2 都道府県、市町村
1 集落協定あたりの平均	
協定参加者数	23人
交付金額	1, 820千円
交付面積	23 ha

制度による効果

平成17年度～平成20年度

■ 耕作放棄地の発生防止

(3.3万ha：農林水産省推計)



■ 多面的機能の維持・増進

(例) 学校との連携により協定活動に参加した生徒数 41,500 人

■ 継続的な農業生産の確保

(例) 新規就農者の確保 951人、認定農業者の育成 7,496人



■ 集落機能の活性化

(例) 集落での話し合いの増加

ご清聴ありがとうございました。

